

## 荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会 規約

### （設立）

第1条 「荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会」（以下「協議会」）を設立する。

### （目的）

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川水系（東京ブロック）において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行う求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 荒川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項を実施する。

### （幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席してその意見を述べ又は説明を行う求めることができる。

### （オブザーバー）

第6条 協議会及び幹事会には、オブザーバーを参加させることができる。

- 2 オブザーバーは、別表3の機関とする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年8月24日から施行する。

第12条 本規約は、令和2年12月24日に改定する。

別表 1

千代田区長  
中央区長  
港区長  
新宿区長  
文京区長  
台東区長  
墨田区長  
江東区長  
渋谷区長  
中野区長  
杉並区長  
豊島区長  
北区長  
荒川区長  
板橋区長  
練馬区長  
足立区長  
葛飾区長  
江戸川区長  
立川市長  
武蔵野市長  
三鷹市長  
青梅市長  
小金井市長  
小平市長  
東村山市長  
東大和市長  
清瀬市長  
東久留米市長  
武蔵村山市長  
西東京市長  
瑞穂町長  
東京都 総務局 総合防災部長  
東京都 都市整備局 都市基盤部長  
東京都 建設局 河川部長  
東京都 下水道局 計画調整部長  
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長

別表 2

千代田区 行政管理担当部長、環境まちづくり部長  
中央区 防災危機管理室長、環境土木部長  
港区 防災危機管理室長、街づくり事業担当部長  
新宿区 みどり土木部長、危機管理担当部長  
文京区 危機管理室長、土木部長  
台東区 危機管理室長、土木担当部長  
墨田区 都市計画部危機管理担当部長、都市整備部長  
江東区 土木部長  
渋谷区 土木部長  
中野区 危機管理担当部長、都市基盤部長  
杉並区 土木担当部長  
豊島区 危機管理監 土木担当部長  
北区 危機管理室長、土木部長  
荒川区 区民生活部長、防災都市づくり部長  
板橋区 危機管理室長、都市整備部長、土木部長  
練馬区 危機管理室長、土木部長  
足立区 都市建設部長  
葛飾区 都市整備部長  
江戸川区 危機管理室長、土木部長  
立川市 まちづくり部長  
武蔵野市 環境部長  
三鷹市 都市整備部長  
青梅市 都市整備部長  
小金井市 都市整備部長  
小平市 環境部長  
東村山市 まちづくり部長  
東大和市 都市建設部長  
清瀬市 都市整備部長  
東久留米市 都市建設部長  
武蔵村山市 都市整備部 建設管理担当部長  
西東京市 都市基盤部長  
瑞穂町 都市整備部長  
東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長、計画調整担当課長  
東京都 都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長  
東京都 建設局 河川部 計画課長、防災課長  
東京都 下水道局 計画調整部 緊急重点雨水対策事業担当課長  
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長

別表 3

農林水産省 関東農政局